

平成27年 7月 31日

## 調査・研修報告書(会派個人用)

会派名：

報告者：谷口隆明

実施場所：金沢市(自治体学校)	実施日：7月25日～27日
<p>■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など)</p> <p>戦後70年、憲法にもとづく平和主義や地方自治が曲がり角、歴史的岐路に立たされている。平成の大合併の全国の総括から学び、庄原市の合併の総括を体系的に行い、庄原市の新しい長期総合計画に対応すること。また、地方創生やコンパクトシティ、小さな拠点等の考え方の本質を学び、市政運営への提言に生かすこと。</p>	
<p>■参考とすべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基調講演の「地方自治の危機と再生への道」(宮本憲一先生)では、日本の新自由主義の行き詰まりで日本社会の危機も極限を向かえようとしており、この事態を変えるのは市民であり、その中で民主的な自治体運営の大切さが強調されました。平和でこそ経済の内発的発展も可能であることも改めて理解できました。</li><li>・金沢大学の西村茂教授による「平成の大合併の検証と『地方創生』」、石川県白山市の広域合併は市民の暮らしをどう変えたかの具体的分析、大型合併した新潟県佐渡市の10年間の分析と合併の評価、滋賀県全体の合併の総括など庄原市の合併総括にとっても大いに参考になりました。</li></ul> <p>合併に向けては各地で議論が盛んだったが、10年後の総括は昭和の合併と違いあまり進んでいない。政府の地方創生の新しい動きに的確に対応するためにも、合併の検証は避けて通れないということを全国の経験から学びました。</p>	
<p>■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきか など)</p> <p>昨年の自治体学校の時と同じようなことになりますが、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市政運営の基本に憲法を置くこと。住民自治を育てるためにも団体自治を大切にすること。</li><li>・合併10年を迎えて、財政面を含めてきちんとした合併総括を市民視点で行う必要があること。本来はそれが、次の長期総合計画の基礎的資料になるべきであること。</li></ul>	

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。

調査・研修報告書(会派個人用)

会派名: 日本共産党

報告者: 木村 洋 君

実施場所: 石川県 金沢市本多の森、金沢大学、文教会館	石川県 実施日: 2015年7月25日〜27日
--------------------------------	----------------------------

■目的・課題・問題事項(調査・研修に先立っての思いや本市の現状など)  
 「第57回自治体学校」戦後70年、憲法を生かし、木下ノの地方自治の精神を学ぶため。  
 本来地方自治体は、国が「なりになるのではなく、住民自治を大切に、国の悪政から市民の  
 いのちと暮らしを守る「防波堤」にならなければならないと思う。  
 議員として、憲法の申味を 身にこめ、具体的に市政の場を提言し、  
 実現するため、議会を論戦し、多数派を形成できなければならぬ。

■参考とすべき事項  
 ① 菅本寛一(大阪市立大学教授)の記念講演から「地方自治の危機と再認識」  
 (内容) 戦前内閣の時に憲法が無視され、戦後の民主主義-地方自治が危機の  
 状況にある。この状況を打開する道が 沖 相泉氏と翁長知事の抵抗に示された  
 こと。改めて、戦後70年の地方自治の歴史をふりかえり、自治研活動や  
 革新自治体の教訓を語り、ここから今後の民主主義の再生が 叫ばれると結  
 ばれた。

② 分科会「憲法、地方自治のしめと議会活動」  
 東京都多摩市議会(小林市議員) 市議会は基本条例を2010年3月制定 (三の柱) ①市民参加 ②予算の削減 ③論議を重んずる  
 議会報告会、春、秋2回 一般質問における市長答弁を当日の朝配布する  
 ③ 宇保関連法案 反対の庄原市議会のしめこみについて、発言した。

■提言・その他(本市の施策等にどのように活用すべきかなど)  
 ① 議会報告会を2回開催し、以下どおり  
 ① 取組会 7月  
 ② コン証会 11月(次年度の予算編成にむかふ)  
 ② 一般質問の市長答弁書を事前に配付すること。  
 ③ 国や自治体のやり方ではなく、住民の要求を土台にして、議会での論議を  
 広い、深く、活発にする取り組みをすすめる。  
 ④ 市長、補助機関、行政委員会等は、憲法99条の精神を理解し、  
 市政に生かす 取り組みをさらにすすめてほしい。

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。